

令和 6 年 9 月 3 日
世 田 谷 保 健 所
感 染 症 対 策 課

令和 6 年度の予防接種事業について

令和 6 年度に実施予定の予防接種事業について、以下のとおり報告する。

1 子どもインフルエンザ予防接種費用助成額の拡充

(1) 主旨

区は、子どものインフルエンザの発症及び重症化並びに感染拡大を防止するため、子どもがインフルエンザの予防接種（以下「予防接種」という。）を受ける場合に要する費用（以下「接種費用」という。）の一部を助成している。

令和 6 年度より東京都は、子育て支援の観点から、区市町村に対して予防接種費用の一部を補助する補助事業を実施する。

これを受け、区でも、経済的な負担を軽減するため、予防接種費用助成額を拡充する。

(2) 東京都小児インフルエンザワクチン任意接種補助事業の内容

- ① 対 象 者 生後 6 か月～12 歳
- ② 補助金額 区と同額（上限 1,000 円／回）

(3) 事業概要

- ① 開始時期 令和 6 年 10 月 1 日
- ② 対 象 者 生後 6 か月～15 歳（令和 5 年度まで 1 歳～15 歳）
- ③ 想定回数 91,415 回
- ④ 助成回数 生後 6 か月～12 歳 2 回
13 歳～15 歳 1 回
- ⑤ 助 成 額 2,000 円／回（令和 5 年度まで 1,000 円）
- ⑥ 実施方法 区内指定医療機関での個別接種
- ⑦ 周知方法 区のおしらせ、区ホームページ、ポスター掲示等により周知する。
- ⑧ 予算（案）198,076 千円
※特定財源 84,707 千円（東京都補助金）
※第 3 回区議会定例会に補正予算案を提案予定（一部に当初予算を活用）

2 高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種事業の実施

(1) 主旨

令和6年度以降、新型コロナワクチンは予防接種法に定められた定期接種におけるB類疾病に位置づけられており、この度、事業の実施期間や接種単価が示された。

さらに、令和5年12月時点で国が示していた接種費用からの超過金額に対して、国は、令和6年度に限り自治体に対して助成金（8,300円/回）を支給することを決定している。

これらを踏まえ、高齢者の新型コロナウイルス感染症の重症化を防止するため、区は、以下のとおり定期接種を実施する。

(2) 事業概要

①実施期間 令和6年10月1日～令和7年3月31日

②対象者 (ア) 65歳以上の者

(イ) 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する者

③接種費用 自己負担額 3,500円

④実施方法 指定医療機関での個別接種

⑤周知方法 対象者（ア）の方には9月末に案内を発送する。

((イ)の方は個別に申し込みが必要)。

⑥予算（案）1,140,374千円（接種に係る医師会委託料等）

※特定財源：702,238千円（国助成金）

77,159千円（諸収入）

※第3回区議会定例会に補正予算案を提案予定（一部に当初予算を活用）

3 今後のスケジュール（予定）

令和6年9月中旬 第3回定例会 補正予算案提出

10月1日 子どもインフルエンザ予防接種費用助成額の拡充開始
高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種事業開始
区のおしらせ掲載